

## 所定疾患施設療養費の算定について

### 【算定条件】

- 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を要する状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するもの。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
  1. 肺炎
  2. 尿路感染症
  3. 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。）
- 算定する場合にあっては、診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行なった検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。（前年度実績）

### 平成 29 年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	9	14	12	8	12	11	4	13	7	6	4	10	110
日数	51	89	64	55	71	72	17	71	44	39	16	60	649

○ 肺炎（誤嚥性肺炎） 17名

○ 尿路感染症 97名

○ 帯状疱疹 0名